

各 位

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

臨時報告書について

当社は本日、株主総会の議決権行使結果に係る臨時報告書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

1 【提出理由】

2020年6月26日開催の当社第13期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

- (1) 当該株主総会が開催された年月日
2020年6月26日

- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金42円50銭

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行う。
- (2) 公告閲覧の利便性向上を図るため、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合の措置として、長崎市で発行される長崎新聞に掲載する方法を追加する。
- (3) 上記各変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、柴戸隆成、吉田泰彦、白川祐治、森川康朗、横田浩二、野村俊巳、森拓二郎、深沢政彦および小杉俊哉を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、田中和教、山田英夫および石橋伸子を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、権藤尚彦および三浦正道を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を月額総額2,500万円以内（うち社外取締役分は月額総額200万円以内）とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を月額総額600万円以内とする

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率	決議結果
第1号議案	1,576,711	4,810	3,800	98.9%	可決
第2号議案	1,576,793	8,527	0	98.9%	可決
第3号議案					
柴戸 隆成	1,521,799	63,424	75	95.4%	可決
吉田 泰彦	1,567,523	17,777	0	98.3%	可決
白川 祐治	1,567,722	17,578	0	98.3%	可決
森川 康朗	1,567,729	17,571	0	98.3%	可決
横田 浩二	1,567,752	17,548	0	98.3%	可決
野村 俊巳	1,567,743	17,557	0	98.3%	可決
森 拓二郎	1,567,643	17,657	0	98.3%	可決
深沢 政彦	1,582,932	2,371	0	99.3%	可決
小杉 俊哉	1,582,923	2,380	0	99.3%	可決
第4号議案					
田中 和教	1,532,536	52,780	0	96.1%	可決
山田 英夫	1,578,548	6,770	0	99.0%	可決
石橋 伸子	1,583,014	2,305	0	99.3%	可決
第5号議案					
権藤 尚彦	1,540,481	44,837	0	96.6%	可決
三浦 正道	1,584,500	821	0	99.4%	可決
第6号議案	1,583,105	2,124	92	99.3%	可決
第7号議案	1,583,928	1,301	92	99.3%	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第6号議案および第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
- ・第3号議案から第5号議案の議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成率につきましては、本総会当日出席の株主全員の議決権数を分母に加算して計算しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。